

山梨県労働委員会年報

令和5年版

山梨県労働委員会事務局

はじめに

この年報は令和5年1月から12月までの1年間における当委員会の活動状況の概要等を収録したものです。

令和5年中に取り扱った事件は、不当労働行為救済申立事件が1件、労働争議の調整（あっせん）事件が2件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が4件でした。

このうち、不当労働行為救済申立事件については、令和3年6月以来、2年ぶりに申立てがあったものであり、現在係属中です。

また、労働争議の調整や個別的労使紛争に係るあっせん事件では、賃金、退職金、年次有給休暇の取り扱いといった労働条件やパワーハラスメント等職場の人間関係に関するものなど様々な内容が問題となりました。

この年における労働法制を巡る主な動きとして、前年から順次施行されてきた育児・介護休業法の改正内容のうち、従業員が1,000人を超える企業の事業主に対し、男性の育児休業等の取得状況を年1回公表することが4月から義務付けられました。また、同じく4月から、これまで中小企業には猶予されていた月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%となりました。

こうした中、労働委員会では、労働問題を抱える県民のニーズに応えることを目的として、住民の身近な場所で相談の機会を提供するため、毎年10月を中心に国中・郡内各地域で開催している委員による労働相談会を6月にも開催いたしました。また、労働問題への関心を高め、紛争の未然防止につながるよう、労働委員会制度などを周知するため、県立図書館等でのパネル展やヴァンフォーレ甲府ホームゲームにおけるオーロラビジョンへの掲示を行いました。

今後もこうした取り組みを引き続き実施することにより、労働委員会の認知度向上及び制度活用の促進を図るとともに、働き方改革による労働条件の変化や雇用形態の多様化等を反映して、より複雑化する労働紛争について、公労使三者構成という特性を生かした専門的紛争解決機関として一層研鑽し、公正かつ迅速な解決に努めていきたいと考えております。

この年報が、労働委員会への理解を深めていただくことや、労使関係者をはじめ、労働問題に関心を寄せられている皆様の参考となり、よりよい労使関係の確立のための一助となれば幸いです。

令和6年3月

山梨県労働委員会事務局

目 次

雇用形態の概況と労働組合の組織状況	1
1 雇用形態の概況	1
2 労働組合の組織状況	2
第1章 労働委員会の概要	5
第1節 組 織 等	5
1 労働委員会	5
2 委 員	5
3 あっせん員候補者	6
4 事 務 局	7
第2節 運 営	7
1 労働委員会の職務権限	7
2 会議・研修	8
第2章 会議・研修	9
第1節 総 会	9
第2節 公益委員会議	16
第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議	17
第4節 研 修	22
第3章 労働組合の資格審査及び決定	26
第4章 労働協約の拡張適用の決議	27
第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定	27
1 事件の処理状況	27
2 事件の概要	29
第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査	30

第7章	行政訴訟	31
第8章	公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求	31
第9章	地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示	31
第10章	公益事業における争議行為予告通知の受理	32
第11章	争議行為発生届の受理	33
第12章	労働争議の調整	34
1	事件の処理状況	34
2	事件の概要	35
第13章	公共職業安定所に対する争議状態に関する通報	39
第14章	個別的労使紛争に係るあつせん	40
1	事件の処理状況	40
2	事件の概要	41
3	労働相談	45
第15章	労働委員会の活性化	47
[資料]		
・	(資料1) 年別・労働組合資格審査状況	48
・	(資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況	49
・	(資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況	50
・	(資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数	51
・	(資料5) 年別・調整事件申請状況	53
・	(資料6) 年別・調整事件終結状況	54
・	(資料7) 年別産業別・調整事件申請件数	55
・	(資料8) 年別・個別あつせん事件申請・終結状況	57
・	(資料9) 年別・労働相談取扱件数	58

第 45 期 委 員

(任期：令和5年7月1日から令和7年6月30日まで)

○ 公 益 委 員



会長
堀内寿人



会長代理
甲光俊一



赤池幸江



窪田哲也



齋藤雅代

○ 労 働 者 委 員



窪田 清



大石正哉



大森 竜



杉原孝一



宮下竜三

○ 使 用 者 委 員



早川幸夫



網倉義久



浦田 勉



栗山直樹



長坂正彦

退任委員

○ 公益委員



小野正毅
(R5.6.30 退任)

○ 労働者委員



佐々木琢郎
(R5.6.30 退任)



坪井 茂
(R5.6.30 退任)

○ 使用者委員



小林隆二
(R5.6.30 退任)



古屋哲彦
(R5.6.30 退任)

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

1 雇用形態の概況

総務省統計局が四半期ごとにまとめている労働力調査詳細集計の「令和5年7～9月平均」によると、正規の労働者数（職員・従業員）は3,617万人、非正規の労働者数（職員・従業員）は2,133万人であり、全労働者数における非正規の労働者数の割合は37.1%となっている。

非正規労働者のうち、パート及びアルバイトの数は1,518万人、労働者派遣事業所の派遣社員は150万人、契約社員及び嘱託は381万人、その他83万人となっている。

雇用形態別雇用者数の推移

年次、四半期等	実 数 (万人)							割 合 (%)		
	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト			労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
			パート	アルバイト	パート・アルバイト					
平成6年2月	3,805	971	800	559	241	-	171	80	20	
7年2月	3,779	1,001	825	563	262	-	176	79	21	
8年2月	3,800	1,043	870	594	276	-	173	79	22	
9年2月	3,812	1,152	945	638	307	-	207	77	23	
10年2月	3,794	1,173	986	657	329	-	187	76	24	
11年2月	3,688	1,225	1,024	686	338	-	201	75	25	
12年2月	3,630	1,273	1,078	719	359	33	161	74	26	
13年2月	3,640	1,360	1,152	769	382	45	163	73	27	
14年平均	3,489	1,451	1,053	718	336	43	230	125	71	29
15年平均	3,444	1,504	1,089	748	342	50	236	129	70	30
16年平均	3,410	1,564	1,096	763	333	85	255	128	69	31
17年平均	3,375	1,634	1,120	780	340	106	279	129	67	33
18年平均	3,415	1,678	1,126	793	333	128	284	141	67	33
19年平均	3,449	1,735	1,166	824	342	133	299	137	67	33
20年平均	3,410	1,765	1,155	824	331	140	322	148	66	34
21年平均	3,395	1,727	1,156	817	339	108	323	140	66	34
22年平均	3,374	1,763	1,196	853	344	96	333	138	66	34
23年平均	3,355	1,812	1,229	875	355	96	360	127	65	35
24年平均	3,345	1,816	1,243	890	353	91	355	128	65	35
25年平均	3,302	1,910	1,323	930	392	116	390	82	63	37
26年平均	3,288	1,967	1,350	946	404	119	412	87	63	37
27年平均	3,317	1,986	1,370	965	405	127	406	84	63	37
28年平均	3,373	2,025	1,404	989	415	133	407	81	62	38
29年平均	3,434	2,040	1,416	999	417	134	411	78	63	37
30年平均	3,492	2,126	1,494	1,039	455	137	415	81	62	38
令和元年平均	3,515	2,173	1,523	1,052	472	142	420	87	62	38
2年平均	3,556	2,100	1,479	1,030	449	139	396	86	63	37
3年平均	3,587	2,075	1,463	1,024	439	141	390	82	63	37
4年平均	3,588	2,102	1,475	1,021	454	149	395	83	63	37
5年1～3月平均	3,568	2,112	1,466	1,038	428	154	407	85	63	37
4～6月	3,643	2,090	1,456	1,011	445	155	393	86	64	36
7～9月	3,617	2,133	1,518	1,038	480	150	381	83	63	37

出典：総務省「労働力調査」

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。
 なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意を要する。

2 労働組合の組織状況

令和5年6月30日現在の全国の労働組合数（※1）は46,704組合（前年47,495組合）、労働組合員数（※2）は9,937,654人（前年9,992,373人）、推定組織率は16.3%（前年16.5%）となっており、前年より組合数で791組合の減少、組合員数で54,719人の減少、推定組織率で0.2ポイントの減少となった。（厚生労働省調べ）

県内の労働組合数（※1）は294組合（前年296組合）、労働組合員数（※2）40,145人（前年41,266人）、推定組織率（※3）は10.7%（前年11.0%）となっており、前年と比較して組合数は2組合の減少、組合員数で1,121人の減少、推定組織率は0.3ポイントの減少となった。（※4）

産業別にみると、労働組合数では「製造業」が60組合（20.4%）で最も多く、次に「公務」が46組合（15.6%）、「学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業（他に分類されないもの）」が30組合（10.2%）の順になっている。

労働組合員数では「製造業」が9,745人（24.3%）で最も多く、次に「公務」が7,111人（17.7%）、「教育・学習支援業」が5,224人（13.0%）の順になっている。（県産業労働部労政人材育成課調べ）（※5）

※1 全国及び県内の労働組合数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計したもの

- ・単位組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
- ・単一組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- ・単位扱組合：単一組織組合の最下部の組織（支部等）をいう。

※2 全国及び県内の労働組合員数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合の組合員数と、単一組織組合の本部及び連合扱組合に直属する組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下部組織に属していない本部の組合員が存在する。

※3 県内の推定組織率は、労働組合員数を推定雇用者数で除した数値であり、次の方法により算出したものである。

- ・令和3年経済センサス基礎調査による県内の雇用者数=366,260人……………①
- ・雇用者伸び率=令和5年6月の全国の雇用者数÷令和3年6月の全国の雇用者数
=61,090,000 ÷ 59,800,000 ……………②
- ・令和5年本県の推定雇用者数=①×②=374,161人……………③
- ・令和5年推定組織率=（令和5年労働組合員数）÷③×100=10.7%

※4 県内の「労働組合数」及び「労働組合員数」の過去からの推移については3ページを参照

※5 県内の産業別の「労働組合数」及び「労働組合員数」の内訳については4ページを参照

県内の労働組合数及び労働組合員数の推移

区分 年次	組合数		組合員数		推定 組織率	対前年増減			
	組合数	指数	組合員数	指数		対前年増減			
					組合数	組合員数			
昭和35年	359	80.1	38,055	64.1	-	-	-		
40年	365	81.5	48,728	82.1	-	-	-		
45年	421	94.0	52,406	88.3	-	-	-		
50年	494	110.3	55,333	93.2	-	-	-		
55年	525	117.2	57,209	96.4	-	-	-		
60年	499	111.4	59,410	100.1	-	-	-		
平成2年	495	110.5	60,852	102.5	-	-	-		
3年	497	110.9	61,343	103.3	-	2	491		
4年	496	110.7	62,004	104.5	-	△	1	661	
5年	497	110.9	62,508	105.3	-	1	504		
6年	487	108.7	61,344	103.3	-	△	10	△	1,164
7年	485	108.3	62,096	104.6	-	△	2	752	
8年	481	107.4	62,082	104.6	-	△	4	△	14
9年	479	106.9	61,958	104.4	-	△	2	△	124
10年	464	103.6	60,647	102.2	-	△	15	△	1,311
11年	458	102.2	59,136	99.6	-	△	6	△	1,511
12年	448	100.0	59,362	100.0	-	△	10	226	
13年	446	99.6	57,912	97.6	-	△	2	△	1,450
14年	444	99.1	55,815	94.0	-	△	2	△	2,097
15年	438	97.8	54,835	92.4	-	△	6	△	980
16年	432	96.4	53,957	90.9	-	△	6	△	878
17年	405	90.4	53,586	90.3	-	△	27	△	371
18年	390	87.1	52,789	88.9	-	△	15	△	797
19年	381	85.0	52,337	88.2	-	△	9	△	452
20年	377	84.2	52,280	88.1	注(1) 15.5	△	4	△	57
21年	369	82.4	51,456	86.7	14.6	△	8	△	824
22年	361	80.6	50,840	85.6	14.4	△	8	△	616
23年	356	79.5	50,210	84.6	注(2) 14.1	△	5	△	630
24年	346	77.2	49,016	82.6	13.7	△	10	△	1,194
25年	337	75.2	47,542	80.1	13.2	△	9	△	1,474
26年	337	75.2	46,617	78.5	13.3	△	0	△	925
27年	334	74.6	46,017	77.5	13.0	△	3	△	600
28年	327	73.0	45,043	75.9	12.6	△	7	△	974
29年	324	72.3	43,760	73.7	12.0	△	3	△	1,283
30年	319	71.2	43,320	73.0	11.7	△	5	△	440
令和元年	303	67.6	41,622	70.1	11.1	△	16	△	1,698
2年	297	66.3	41,067	69.2	11.1	△	6	△	555
3年	294	65.6	41,236	69.5	11.1	△	3	△	169
4年	296	66.1	41,266	69.5	11.0	△	2	△	30
5年	294	65.6	40,145	67.6	10.7	△	2	△	1,121

出典：山梨県「労働組合基礎調査」

注(1) 推定組織率を推計する際に用いてきた「事業所・企業統計調査」が平成21年より「経済センサス・基礎調査」に統合されたため、平成20年は「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス・基礎調査」を使用し、算出している。

なお、「事業所・企業統計調査」と「経済センサス・基礎調査」の調査結果は差異が生じているが、総務省では、調査手法が異なることから、調査結果の差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

注(2) 平成23年の推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補充推計」の平成23年6月分の推計値を用いて計算した値である。

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

県内の産業別労働組合数及び労働組合員数の状況

組 合 数	令和5年6月30日現在	
	産 業	組合数
製造業	60	20.4%
公務	46	15.6%
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	30	10.2%
運輸業、郵便業	29	9.9%
卸売業、小売業	27	9.2%
教育、学習支援業	25	8.5%
医療、福祉	24	8.2%
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	19	6.5%
建設業	12	4.1%
情報通信業	7	2.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	2.0%
宿泊業、飲食サービス業	4	1.4%
農業・林業・漁業	3	1.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.3%
分類不能の産業	1	0.3%
合計	294	100.0%

組 合 員 数	令和5年6月30日現在	
	産 業	組合員数
製造業	9,745	24.3%
公務	7,111	17.7%
教育、学習支援業	5,224	13.0%
卸売業、小売業	3,772	9.4%
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	3,493	8.7%
医療、福祉	2,981	7.4%
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	2,335	5.8%
建設業	2,038	5.1%
運輸業、郵便業	1,755	4.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	804	2.0%
情報通信業	678	1.7%
宿泊業、飲食サービス業	129	0.3%
農業・林業・漁業	41	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	24	0.1%
分類不能の産業	15	0.1%
合計	40,145	100.0%

※ 構成比は、小数点以下第2位を端数処理しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：山梨県「労働組合基礎調査」

第1章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

第1節 組織等

1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関であり、労働委員会の委員は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）各側5名の計15名で構成されている。

公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命する。また、労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、知事が任命する。任期は2年であり、再任を妨げない。

2 委員

第45期委員は令和5年7月1日に任命され、任期は令和7年6月30日までである。

第45期山梨県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

	氏名	職業・役職	備考
公益委員	◎堀内 寿人	弁護士	再任
	○甲光 俊一	弁護士	新任
	赤池 幸江	特定社会保険労務士	再任
	窪田 哲也	公認会計士	再任
	齋藤 雅代	山梨学院大学教授	再任
労働者委員	窪田 清	連合山梨会長	再任
	大石 正哉	N T T 労働組合東京総支部山梨県域分会支部長	新任
	大森 竜	連合山梨副事務局長	新任
	杉原 孝一	T D K 労働組合甲府支部長	再任
	宮下 竜三	連合山梨事務局長	再任
使用者委員	早川 幸夫	山梨県経営者協会事務局長	新任
	網倉 義久	網倉義久司法書士事務所代表	新任
	浦田 勉	浦田勉税理士事務所代表	再任
	栗山 直樹	(株)栗山商店代表取締役社長	再任
	長坂 正彦	(株)ワイ・シー・シー代表取締役社長	再任

令和6年3月1日現在

3 あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議の公正な調整を図るため、労働関係調整法第10条の定めにより「あっせん員候補者」を委嘱し、その候補者名簿を備え、関係当事者からの申請又は職権に基づいて労働委員会が労働争議のあっせんをしようとするときは、その名簿に記載されている者の中から会長が指名してあっせんに当たらせる。ただし、労働委員会の同意があればあっせん員候補者名簿に記載されていない者を臨時にあっせん員に委嘱することもできる。なお、あっせん員候補者は現委員のほか、事務局職員の中からも委嘱している。

あっせん員候補者名簿

氏名	役職	委嘱年月日
堀内 寿人	山梨県労働委員会公益委員	令1. 7. 1
甲光 俊一	山梨県労働委員会公益委員	令5. 7. 6
赤池 幸江	山梨県労働委員会公益委員	平29. 7. 3
窪田 哲也	山梨県労働委員会公益委員	令1. 7. 1
齋藤 雅代	山梨県労働委員会公益委員	平27. 7. 2
窪田 清	山梨県労働委員会労働者委員	平23. 7. 1
大石 正哉	山梨県労働委員会労働者委員	令5. 7. 6
大森 竜	山梨県労働委員会労働者委員	令5. 7. 6
杉原 孝一	山梨県労働委員会労働者委員	令1. 7. 1
宮下 竜三	山梨県労働委員会労働者委員	令1. 7. 1
早川 幸夫	山梨県労働委員会使用者委員	令5. 7. 6
網倉 義久	山梨県労働委員会使用者委員	令5. 7. 6
浦田 勉	山梨県労働委員会使用者委員	令3. 7. 1
栗山 直樹	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
長坂 正彦	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
砂田 英司	山梨県労働委員会事務局長	令5. 4. 19
丸山 正雄	山梨県労働委員会事務局次長	令4. 4. 20

令和6年3月1日現在

4 事務局

労働委員会に関する事務を行うために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、総務担当と審査調整担当が統合され、総務審査担当となり、令和5年度における職員数は7名である。

[組織図（令和5年度）]

事務局長 —— 次長 —— 総務審査担当（5名）

第2節 運 営

1 労働委員会の職務権限

労働委員会の職務権限は労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査及び決定（労組法第5条第1項、第11条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定（労組法第27条）
- (4) 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- (5) 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受理（労調法第37条）
- (7) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- (8) 労働争議の調整（労組法第20条、労調法第12、18、30条）
- (9) 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報（職業安定法第20条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第24条）
- (10) 個別的労使紛争に係るあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 第20条第1項、知事からの委任）

以上のうち、(1)(3)(4)(5)の権限は公益委員のみに属している。

2 会議・研修

労働委員会の運営は合議制の原則から全て会議を通じて行われる。中心となる会議は三者構成の委員全員によって開催される総会、公益委員のみで開催され、準司法的手続によって問題を処理する公益委員会議、各労働委員会相互間の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図るために開催される連絡協議会及び連絡会議がある。

また、委員及び事務局職員の専門的知識の習得及び業務処理能力の向上を図るため、定期的に研修を実施するとともに、外部の研修に委員及び事務局職員を派遣している。（なお、会議には実質的には研修と呼べる内容のものもあるが、第2章では名称により会議と研修を分類している。）

第 2 章 会議・研修

第2章 会議・研修

第1節 総会

総会は労働委員会規則の定めるところにより毎月定期的開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。総会では労働委員会規則第5条第1項に規定された事項を審議決定するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、総会の決議によって設置される小委員会及びあっせん員からの報告を受けている。

令和5年中は第1109回から第1121回まで13回開催された。内容については、以下のとおりである。

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1109	R5. 1.25	小野 堀内 赤池 窪田 齋藤	窪田 佐々木 杉原 坪井	小林 浦田 栗山 長坂 古屋	1 第1108回定例総会議事録について 2 令和4年(調)第1号あっせん事件について 3 令和4年(調)第2号あっせん事件について 4 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1110	R5. 2.22	小野 堀内 赤池 窪田 齋藤	窪田 佐々木 坪井 宮下	小林 浦田 栗山 長坂 古屋	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の策定について 2 山梨県労働委員会運営規程の改正について 3 第1109回定例総会議事録について 4 令和4年(調)第1号あっせん事件について 5 令和4年(調)第2号あっせん事件について 6 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第2回運営委員会の概要について 7 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会、第90回関東ブロック公益委員連絡会議、令和5年度関東ブロック会長連絡会議のスケジュール等について 8 その他の報告事項等
1111	R5. 3.22	小野 堀内 赤池 窪田 齋藤	窪田 杉原 坪井	小林 浦田 栗山 長坂 古屋	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1110回定例総会議事録について 2 令和4年(調)第2号あっせん事件について 3 争議行為予告に係る労働争議の実情について 4 令和4年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の実施状況について 5 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催について 6 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題の方向性について 7 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1112	R5. 4. 19	小野 堀内 赤池 齋藤	窪田 佐々木 杉原 坪井 宮下	小林 浦田 栗山 長坂 古屋	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 第 1111 回定例総会議事録について 3 労働組合の資格審査について 4 争議行為予告に係る労働争議の実情について 5 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第 1 回運営委員会議事進行、配付資料等について 6 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について 7 その他の報告事項等
1113	R5. 5. 24	小野 堀内 赤池 齋藤	窪田 宮下	小林 浦田 栗山 長坂 古屋	1 令和 5 年度関東地区労使関係セミナー（第 1 回）に対する協賛名義の使用の許可について 2 第 1112 回定例総会議事録について 3 令和 5 年（個）第 1 号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る労働争議の実情について 5 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について 6 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1114	R5. 6.28	小野 堀内 赤池 窪田 齋藤	窪田 佐々木 杉原 宮下	小林 浦田 栗山 長坂 古屋	1 第1113回定例総会議事録について 2 令和5年(個)第1号あっせん事件について 3 争議行為予告に係る労働争議の実情について 4 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の運営について 5 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の概要について 6 全国労働委員会会長連絡会議及び事務局長連絡会議について 7 その他の報告事項等
1115	R5. 7.6	堀内 甲光 赤池 窪田	窪田 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 長坂	1 会長及び会長代理の選挙について 2 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 3 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員の選出について 4 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1116	R5. 7.26	赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 「ワークルール検定 2023・秋」の後援名義の使用許可について 2 第 1114 回定例総会議事録について 3 第 1115 回臨時総会議事録について 4 令和 5 年（個）第 1 号あっせん事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第 2 回運営委員会について 7 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の趣旨説明者・発表者について 8 その他の報告事項等
1117	R5. 8.23	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第 1116 回定例総会議事録について 2 令和 5 年（個）第 1 号あっせん事件について 3 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の趣旨説明者・意見発表者について 4 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会について 5 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1118	R5. 9.27	堀内 甲光 赤池 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第1117回定例総会議事録について 2 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 3 令和5年(個)第1号あっせん事件について 4 令和5年(個)第2号あっせん事件について 5 その他の報告事項等
1119	R5. 10.18	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	網倉 浦田 栗山 長坂	1 第1118回定例総会議事録について 2 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 3 令和5年(調)第1号あっせん事件について 4 令和5年(個)第1号あっせん事件について 5 令和5年(個)第2号あっせん事件について 6 令和5年(個)第3号あっせん事件について 7 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1120	R5. 11. 22	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	大石 大森 杉原	早川 網倉 栗山 長坂	1 「令和5年度関東地区労使関係セミナー（第2回）」に対する協賛名義の使用の許可について 2 第1119回定例総会議事録について 3 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 4 令和5年（調）第1号あっせん事件について 5 令和5年（個）第2号あっせん事件について 6 令和5年（個）第3号あっせん事件について 7 令和5年（個）第4号あっせん事件について 8 争議行為予告に係る労働争議の実情について 9 その他の報告事項等
1121	R5. 12. 20	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 令和5年度関東地区労使関係セミナー（第3回）」に対する協賛名義の使用の許可について 2 第1120回定例総会議事録について 3 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 4 令和5年（調）第1号あっせん事件について 5 令和5年（個）第4号あっせん事件について 6 争議行為予告に係る労働争議の実情について 7 その他の報告事項等

第2章

第2節 公益委員会議

公益委員会議は労働委員会が行う権限のうち準司法的機能、すなわち労働組合法第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条による処分、更に地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に規定する事項を審議決定する。

令和5年中は第543回から第544回まで2回開催された。内容については、以下のとおりである。

開催回数	開催年月日	出席委員	付議事項
543	R5. 4.14	小野 堀内 赤池 窪田 齋藤	第45期労働委員会委員の労働者委員推薦のための労働組合資格審査について
544	R5. 8.23 (書面 開催)	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	令和5年(不)第1号不当労働行為事件について

第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議

労働委員会は労働者、使用者及び公益の各委員からなる「連絡協議会」、会長、公益委員及び事務局長をそれぞれ対象とした「連絡会議」並びに事務局の課長等を対象とした課長会議等を全国又はブロック単位で定期的を開催し、委員等相互の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図っている。令和5年中の開催状況は、以下のとおりである。

1 連絡協議会

【全国会議】

第78回全国労働委員会連絡協議会総会（東京都）

開催年月日	R5. 11. 9 ～ R5. 11. 10
開催場所	東京都文京区 東京大学安田講堂
出席委員	(公) 堀内、窪田、(労) 窪田、宮下、(使) 早川、栗山
議 題	1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について（九州ブロック公労使提案） 2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて（中部ブロック公労使提案） 3 【講演】「フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法と労働委員会」 4 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について（中労委提案）

【ブロック会議】

(1) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（埼玉県）

開催年月日	R5. 5. 11 ～ R5. 5. 12
開催場所	埼玉県さいたま市 ホテルブリランテ武蔵野
出席委員	(公) 小野、堀内、(労) 窪田、宮下、(使) 栗山、古屋
議 題	1 外国人労働者の労働相談及びあっせん申請について（山梨県提案） 2 派遣先企業を被申請者とするあっせんについて（埼玉県提案）

(2) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（山梨県）

開催年月日	R5. 9. 11 ～ R5. 9. 12
開催場所	山梨県甲府市 アーバンヴィラ古名屋ホテル
出席委員	(公) 堀内、甲光、赤池、窪田、齋藤、(労) 窪田、大石、大森、杉原、宮下、(使) 早川、網倉、浦田、栗山、長坂
議 題	1 不当労働行為審査の手續における職権主義と当事者主義（神奈川県提案） 2 【講演】 副業・兼業に関する諸問題について（山梨県提案）

2 連絡会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会会長連絡会議（茨城県）

開催年月日	R5. 6. 9
開催場所	茨城県水戸市 駿河教育会館
出席委員	小野
議 題	1 【講演】 「パワーハラスメント対策について」 2 議題懇談「不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について」（中労委提案）

(2) 全国労働委員会事務局長連絡会議（茨城県）

開催年月日	R5. 6. 8
開催場所	茨城県水戸市 駿河教育会館
議 題	1 審査・調整事件等の概況について 2 議題懇談「今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて」（中労委提案）

(3) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議（東京都）

開催年月日	R5. 11. 9
開催場所	東京都文京区 東京大学山上会館
出席委員	堀内、窪田
議 題	1 【講演】「定額残業給」 2 【講演】「有期雇用労働者の無期転換・雇止め」

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議（山梨県）

開催年月日	R5. 9. 12
開催場所	山梨県甲府市 アーバンヴィラ古名屋ホテル
出席委員	堀内、甲光
議 題	各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（山梨県提案）

(2) 第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（埼玉県）

開催年月日	R5. 5. 11
開催場所	埼玉県さいたま市 ホテルブリランテ武蔵野
出席委員	小野、堀内
議 題	労働委員会の裁量権について（埼玉県提案）

(3) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（山梨県）

開催年月日	R5. 9. 11
開催場所	山梨県甲府市 アーバンヴィラ古名屋ホテル
出席委員	堀内、甲光、赤池、窪田、齋藤
議 題	使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にある者による不当労働行為について（山梨県提案）

3 その他の会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）

開催年月日	R5. 10. 30
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 履行確認（労委規則45条2項）について 2 研修制度について 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について 4 救済命令取消訴訟における指定代理人制度について

(2) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）

開催年月日	R5. 10. 31
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 調整業務の運営について 2 事例報告（労働争議調整事件・個別労働紛争から各1件） 3 グループ討議・発表（個紛の相談・助言における効果的な取組、個紛のあっせんにおける効果的な取組、労働委員会HPにおける個別労働関係紛争解決業務のPR手法について）

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労委労協第45回総会（埼玉県）

開催年月日	R5. 2. 19 ～ R5. 2. 20
開催場所	埼玉県さいたま市 埼玉県男女共同参画推進センター
出席委員	窪田、杉原
議 題	1 報告事項 2 協議事項 3 各都県労委年間活動状況報告

(2) 関東ブロック労委労協幹事会（山梨県）

開催年月日	R5. 12. 10 ～ R5. 12. 11
開催場所	山梨県笛吹市 石和温泉「ホテルやまなみ」
出席委員	窪田
議 題	1 労委労協次年度方針と関東ブロック労委労協の次年度方針 2 次年度総会について 3 各都県労委の取り組みの情報交換

(3) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議（静岡県）

開催年月日	R5. 7. 21
開催場所	静岡県静岡市 静岡県庁別館
議 題	1 公益委員会議の運営について（新潟県提案） 2 労働相談会の実施方法等について（新潟県提案） 3 不当労働行為救済申立事件について、情報公開請求があった場合の対応について（長野県提案） 4 あっせんにおける期日外の対応について（長野県提案） 5 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の運営について（山梨県提案） 6 団体交渉の促進をあっせん事項とする調整事件について（静岡県提案） 7 個別事件のうちパワハラが関係する事案について（静岡県提案） 8 公的機関の外郭団体等が被申請者のあっせん事件について（静岡県提案）

第4節 研 修

事件の申請（申立て）があった場合に、委員及び事務局職員が、情報を共有化し、迅速かつ適切な事件処理が遂行できるよう研修を実施し、また、外部の研修を積極的に受講している。

令和5年中に実施又は受講した研修は、以下のとおりである。

(1) 事例研修

実施年月日	講師又は説明者	テーマ
R5. 3. 22	事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人労働者の労働相談及びあっせん申請について（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討） 2 派遣先企業を被申請者とするあっせんについて（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討） 3 労働委員会の裁量権について（関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 議題検討）
R5. 4. 19	事務局職員	労働委員会の裁量権について（関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 議題検討）
R5. 7. 26	事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 不当労働行為審査の手續における職権主義と当事者主義（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討） 2 副業・兼業に関する諸問題について（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討） 3 使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にある者による不当労働行為について（関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 議題検討） 4 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（関東ブロック労働委員会会長連絡会議 議題検討）
R5. 8. 23	事務局職員	不当労働行為審査の手續における職権主義と当事者主義（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討）
R5. 10. 18	事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について（全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討）

		<p>2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて(全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討)</p> <p>3 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について(全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討)</p>
--	--	--

(2) 関係機関研修

実施年月日	講師又は説明者	テーマ
R5. 11. 22	山梨労働局労働紛争調整官 松本 晶菜 氏	【講演】労働局における個別労働関係紛争あっせん事例の紹介

(3) 外部研修

○委員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内容
R5. 2. 19 埼玉県さいたま市(埼玉県男女共同参画推進センター)	関東ブロック 労委労協研修会	(労) 窪田 杉原	【講演】ウーバーイーツ事件の都労委命令の審査経過及び経緯と今後の労働者性について
R5. 9. 7～8 東京都千代田区(TK Pガーデンシティ竹橋) 東京都港区(労働委員会会館、A P新橋)	公労使委員会 同研修	(労) 大森 (使) 網倉 浦田	<p>(全体研修)</p> <p>1 【講演】労働委員会について—歴史・現状・課題—</p> <p>2 【講演】労働法の基礎</p> <p>3 調整事例紹介</p> <p>4 審査事例紹介(公益委員研修)</p> <p>1 審査実務研修</p> <p>2 和解実務研修</p> <p>3 調整実務研修(労働者委員研修)</p> <p>1 【講演】不当労働行為救済制度について</p> <p>2 【講演】雇用によらない働き方の労働者性(使用者委員研修)</p> <p>1 【講演】労組法7条の概要と不当労働</p>

第2章

			<p>働行為審査制度の概要</p> <p>2【講演】フリーランスをめぐる状況と課題</p> <p>3【講演】中労委前委員による三者対談－使用者委員としての活動を振り返って－</p>
R5.10.7 東京都港区 (連合東京)	関東ブロック 労委労協委員 研修会	(労) 大石	<p>1【講演】非正規労働者と正社員の処遇格差の問題、雇用関係における差別禁止法（雇用差別禁止法）について</p> <p>2【講演】フリーランスの方々の法解釈</p>
R5.11.29 東京都新宿区 (東京都庁)	東京都労委審 問見学	(公) 赤池 (労) 杉原 (使) 早川 栗山	東京都労働委員会に係属中の不当労働行為救済申立事件の審問傍聴等
R5.12.4～5 東京都千代 田区（一橋 大学）	公労使委員個 別紛争専門研 修	(公) 齋藤 (労) 大石 (使) 長坂	<p>1【講演】裁判例の動向</p> <p>2【講演】労働関係法令の改正等の動向</p> <p>3 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例発表</p> <p>4 スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換</p>

○事務局職員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	内 容
R5.7.11～13 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会事 務局職員個別 紛争専門研修	<p>1【講演】都道府県労働委員会等のあっせん事例検討</p> <p>2【講演】全国の労働委員会の個別労働紛争に関する業務の取り扱い状況について</p> <p>3【講演】労働関係法令の改正と動向、基本となる裁判例</p> <p>4【講演】カウンセリング技法</p> <p>5【演習】事例検討</p> <p>6 都道府県労働委員会における個別労働紛争解決処理制度の周知広報活動の紹介</p>

R5. 11. 29 東京都新宿区（東京都庁）	東京都労委審問見学	東京都労働委員会に係属中の不当労働行為救済申立事件の審問傍聴等
R5. 6. 30 7. 25 8. 3 9. 13 12. 8 12. 22 Web開催	労働法の初歩研修（中央労働委員会主催）	労働組合法、労働基準法等労働関係法の基礎的な内容についての講義を受講

- 第 3 章 労働組合の資格審査及び決定
- 第 4 章 労働協約の拡張適用の決議
- 第 5 章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定
- 第 6 章 不当労働行為救済申立事件の再審査
- 第 7 章 行政訴訟
- 第 8 章 公益事業における争議行為予告違反に
対する処罰請求
- 第 9 章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の
範囲に係る認定及び告示

第3章 労働組合の資格審査及び決定

労働組合が、不当労働行為の救済を求める場合や労働委員会の労働者委員を推薦する場合、法人登記の手続きをする場合等には、労働組合法に規定する資格要件を満たしていなければならない。この申請のあった労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査することを「労働組合の資格審査」という。

令和5年中に取り扱った資格審査は6件で、内容は次のとおりである。

第1表 資格審査件数表

区分	係属 件数	補正 勧告	終結状況				翌年 繰越し
			適合	不適合	打切り	取下げ	
不当労働行為	1						1
法人登記							
委員推薦	5		5				
総会の決議							
計	6		5				1

第2表 資格審査取扱事件一覧表

事件 番号	労働組合名	申請 年月日	申請理由	終結 年月日	終結 結果
5-1	NTT労働組合東京総支部山梨県域分会	R5. 3. 24	委員推薦	R5. 4. 14	適
5-2	東京電力労働組合山梨地区本部	R5. 3. 24	委員推薦	R5. 4. 14	適
5-3	JAM甲信宮入パルプ労働組合	R5. 3. 24	委員推薦	R5. 4. 14	適
5-4	甲府明電舎労働組合	R5. 3. 24	委員推薦	R5. 4. 14	適
5-5	富士急行労働組合	R5. 3. 31	委員推薦	R5. 4. 14	適
5-6	X1労働組合	R5. 8. 30	不当労働行為	係属中	

第4章 労働協約の拡張適用の決議

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の申立てに基づき、労働委員会の決議により県知事は当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

令和5年中に取り扱った労働協約の拡張適用はなかった。

第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定

1 事件の処理状況

使用者が、

- ・組合活動をする労働者を不利益に取り扱うこと
- ・正当な理由がなく団体交渉を拒否すること
- ・組合運営を支配し、又は介入すること

等の労働組合法第7条で禁止する不当労働行為を行ったと組合等から申立てがあったときに、申立内容を審査し、命令（救済・棄却）又は決定（却下）を発する。

令和5年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件は、第3表のとおり1件で、新規申立てによるものである。

救済内容別では労働組合法第7条第1号・2号・3号の救済を求めたものであり、業種は建設業である。

事件の終結状況については、翌年繰越となっている。

第3表 不当労働行為救済申立事件一覧表

番号	事件名	業種	申立人	被申立人	申立年月日	労組法の 第7条	請求する救済内容	審査委員		調査回数	審問回数	和解回数	審査終了年月日	審査終了状況及び 理由	命令書等交付年月日	所要日数	証人等数	
								労側	使側									
5-1	Y1	建設業	X1労働組合	Y1法人	5 . 8 . 22	1号 2号 3号	①原職復帰、バックペイ ②団体交渉誠実義務 ③文書揭示	堀内 ・ 甲光	大森	1								

2 事件の概要

(1) 令和5年(不)第1号不当労働行為事件

ア 当事者

申立人 X1労働組合

被申立人 Y1法人

イ 申立年月日

令和5年8月22日

ウ 請求する救済内容(要旨)

- (ア) A組合員に対して行った解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに、解雇通知から復帰に至るまでの間の賃金相当額を支払うこと。
- (イ) A組合員の解雇通知の取消し、有給休暇取得、賃金支払い、残業代支払いについて、誠意をもって団体交渉に応じること。
- (ウ) 不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書を被申立人の社内に10日間掲示すること。

エ 申立ての概要

- (ア) 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

A組合員は被申立人から整理解雇された後申立人組合に加入、申立人はA組合員の解雇撤回等を要求したところ、2回の団体交渉を経て被申立人が当該解雇を無効と認めいったんは解雇が撤回されたが、その後現場監督に対し敬称を用いなかったことなどの過去の行為を理由に改めて被申立人がA組合員を解雇した。これは第2回団体交渉後も申立人がA組合員の有給休暇、残業代、退職金について説明を求め団体交渉を要求したこと等を嫌ってなされたものであり、労組法7条1号の不利益取扱いに当たる。

- (イ) 誠実団交応諾拒否(労働組合法第7条第2号)

申立人は、第2回団体交渉の合意事項の確認やA組合員の解雇等の処遇改善のため、被申立人に再三団体交渉の開催を要求したが、正当な理由なく交渉を拒否しており、このことは労組法7条2号の団体交渉拒否に当たる。

- (ウ) 支配介入(労働組合法第7条第3号)

被申立人によるA組合員の解雇、団体交渉拒否は、A組合員を排除することで申立人が行う被申立人職場内で法令順守を求める労働組合活動の弱体化を狙ったものであり、労組法7条3号の支配介入に当たる。

オ 審査経過

令和5年11月29日 第1回調査

第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行うことができる。

令和5年中に山梨県労働委員会に係る再審査事件として中央労働委員会が取り扱った事件は、次表のとおり1件であった。

令和5年 再審査事件一覧表

番号	事件番号	事件名	申立 年月日	山労委 関連事件番号	再審査申立人 再審査被申立人	再審査申立て の要旨	終結日	終結 区分	摘要
1	中労委 令和3年 (不再) 第8号	Y 1 事件	R3. 3. 16	山労委 令和元年 (不) 第1号 Y1事件	X 1 組合 X 2 組合員 Y 1 法人	命令の取消し	R5. 1. 12	和解	労働組合 申立

第7章 行政訴訟

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、地方裁判所に取消しの訴えを提起することができる。

令和5年中、山梨県労働委員会に係る行政訴訟事件として裁判所が取り扱った事件は該当なかった。

第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求

公益事業を営む事業所において争議行為を行う場合には、その当事者は争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知しなければならず（第10章参照）、労働委員会がこれに違反すると疑われる事実があることを知ったときには、遅滞なく、審査を開始しなければならない。また、違反した場合には、労働委員会は検察官に公訴を提起するよう要求（処罰請求）することができる。

令和5年中に取り扱った争議行為予告違反に対する処罰請求はなかった。

第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職の職員が結成又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を、当事者からの申出等に基づき公益委員会議で必要があると認める場合に、労働委員会はその範囲を認定して告示することとなっている。

令和5年中に取り扱った認定及び告示はなかった。

- 第10章 公益事業における争議行為予告通知
の受理
- 第11章 争議行為発生届の受理
- 第12章 労働争議の調整
- 第13章 公共職業安定所に対する争議状態に
関する通報

第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理

1 概要

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者は10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知（争議行為予告通知）しなければならない。

争議行為が発生している状態又は発生する虞がある状態を労働争議といい、公益事業に係る労働争議が発生したときは、労働委員会は速やかにその実情を調査しなければならない。

2 処理状況

令和5年中に受理した争議行為予告通知は次表のとおり2件であり、それぞれ実情調査を行った。

令和5年争議行為予告通知者及び実情調査結果一覧表

通知者	組合員数	交渉事項	通知日	労働争議 終結日	終結 事由	争議 行為
山梨民主医療機 関労働組合	1,100	賃上げ、夏季一時金 等	R5.2.21	R5.7.3	解決	あり
山梨民主医療機 関労働組合	1,100	年末一時金等	R5.10.30			あり

※空欄：令和5年12月31日現在終結していないため。

第11章 争議行為発生届の受理

1 概要

争議行為が発生したときは、当事者は直ちに労働委員会又は知事にその旨を届け出なければならない。

なお、公益事業以外の事業において、労働委員会が争議行為発生届の受理を契機に当該事業に係る労働争議の発生を知り得たときには、労働委員会は必要に応じその実情を調査する。

2 処理状況

令和5年中に受理した争議行為発生届は次表のとおり2件であった。

なお、いずれも公益事業に係る争議であり、事前に争議行為予告通知が提出されている。(第10章参照)

令和5年争議行為発生届出者及び実情調査結果一覧表

通知者	組合員数	交渉事項	届出日	争議行為実施日	労働争議終結日	終結事由	争議行為
山梨民主医療機関労働組合	1,100	賃上げ、夏季一時金等	R5.2.21	R5.3.9	R5.7.3	解決	あり
山梨民主医療機関労働組合	1,100	年末一時金	R5.10.30	R5.11.9			あり

※空欄：令和5年12月31日現在終結していないため。

第12章 労働争議の調整

1 事件の処理状況

労働組合と使用者との間で労働条件や労使関係に関する話し合いが進まず、自主的な解決がどうしても困難であるとして当事者からの申請があった場合、申請に基づき労働委員会は労働争議の調整を行う。労働争議の調整方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の三つがある。

令和5年中に取り扱った調整事件は、次表のとおり「あっせん」2件であった。

令和5年調整事件一覧表

事件番号	業種	組合員数	調整事項	申請日	あっせん員	調整回数	終結区分	終結日	処理日数
				あっせん員 指名日					
4-2	製造業	40	団体交渉応諾 退職事由の見直し及び解決金の支払い並びに残業代未払分の支払い 雇用保険離職票手続・傷病手当金支払手続	R4.11.21	(公)赤池幸江 (労)坪井茂 (使)長坂正彦	2	解決	R5.2.9	81
				R4.12.26					
5-1	卸売業、 小売業	50	退職金 有給休暇の残余分買上げ 立替金の清算	R5.9.19	(公)窪田哲也 (労)大石正哉 (使)長坂正彦	2	解決	R5.12.12	85
				R5.10.10					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

2 事件の概要

(1) 令和4年(調)第2号あっせん事件

- ア 申請者 X労働組合
イ 被申請者 Y社
ウ 業 種 製造業
エ 申請年月日 令和4年11月21日
オ あっせん員指名年月日 令和4年12月26日
カ 終結年月日 令和5年 2月 9日
キ 終結状況 解決
ク あっせん事項 ①団体交渉に応ずること
②退職事由の見直し及び解決金の支払い並びに残業代未払分の支払い
③雇用保険離職票手続・傷病手当金支給手続への対応
ケ あっせん員 (公)赤池幸江 (労)坪井茂 (使)長坂正彦
コ 申請に至るまでの経過

労災事故で休業したAが症状固定以降もY社へ連絡せずに出社しない状態が続いたことに対し、Y社は、自己都合による退職として処理した。その後、AはX労働組合に加入し、X労働組合はY社に対し、A組合員の退職について、団体交渉の申し入れを行った。しかし、Y社は、団体交渉に応じなかったため、X労働組合は本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせん申請後の経過

令和5年1月23日 第1回あっせんを開催した。
2月 9日 第2回あっせんを開催した。

(X労働組合の主張)

退職事由、雇用保険及び傷病手当金に関することについて話し合いたい。また、不当労働行為があったこと、労災事故に係る損害があったことを加味した、包括的な解決金を求める。

(Y社の主張)

X労働組合が求める雇用保険、傷病手当金及び退職に関する事項については、組合側の意向に沿う。労災事故については、会社としての対応に不備はない認識だが、本あっせんでの紛争解決を目指し、解雇予告手当金相当額の解決金であれば、検討の余地はある。

(あっせん員の対応)

あっせん員が当事者双方と交渉を重ねた結果、労災の損害賠償関係を除いたA組合員の退職に関する事項について、解雇予告手当金相当の解決金を支払うことで合意を得たことから、あっせん案を提示し、これに両

当事者が応諾した。

あっせん案（要旨）

- 1 ○年○月○日付け、合意解約による退職の相互確認
- 2 解決金の支払い
- 3 団体交渉への誠実対応
- 4 離職票提出手続、傷病手当金受給手続、退職金支給手続への対応
- 5 口外禁止条項、清算条項

(2) 令和5年(調)第1号あっせん事件

- ア 申請者 X労働組合
イ 被申請者 Y社
ウ 業 種 卸売業、小売業
エ 申請年月日 令和5年 9月19日
オ あっせん員指名年月日 令和5年10月10日
カ 終結年月日 令和5年12月12日
キ 終結状況 解決
ク あっせん事項 ①A組合員及びB組合員に対する退職金の支払い
②A組合員及びB組合員に対する所定有給休暇の残余分
買い上げ
③A組合員及びB組合員が立て替えた経費の支払い
ケ あっせん員 (公) 窪田哲也 (労) 大石正哉 (使) 長坂正彦
コ 申請に至るまでの経過

令和4年12月下旬、Y社は、全従業員に対し、A及びBの直属の上司である役員Cを令和5年2月末で解任すると発表した。役員Cは新会社設立を予定しており、Y社としては役員Cの直属の部下であるA及びBら数名に対し、役員Cにつき従って退職するか否かは各個人の意思を尊重する方針を示した。

一方、役員C解任後の体制等に疑念や不安などを感じたことから、Aは2月末までに、Bは3月下旬までに、それぞれY社を退職することを決めた。

令和5年3月29日、A及びBは、X労働組合へ相談をし、その場で組合に加入した。X労働組合はY社によるA組合員及びB組合員への対応は、退職強要又は違法な退職勧奨に当たるとして、退職金又は解決金の支払い、所定の有給休暇の残余分の買い取りなどを求めて、団体交渉を申し入れた。

その後、両組合員は、4月上旬までに退職し、4月中旬から7月中旬までに団体交渉が合計4回開催されたものの、妥結までには至らなかった。

令和5年9月19日、X労働組合は本労働委員会にあっせん申請書を提出した。あっせん申請時点で、あっせん事項②及び③は概ね妥結していたが、あっせん事項①は両当事者の主張が平行線であった。

サ あっせん申請後の経過

令和5年11月17日 第1回あっせんを開催した。

12月12日 第2回あっせんを開催した。

(X労働組合の主張)

役員CはY社の会社運営の中核も担っていたことから、1月中旬以降、Y

社に対して、役員C退職後の組織体制や、それに伴うA組合員及びB組合員のポスト・待遇の詳細を提示するよう、再三にわたり求めていたが、結局、提示されなかった。このため、両組合員は、退職するか否かの判断材料が不足し、判断を保留せざるを得なかった。それに前後して、Y社から業務上必要な資料が提供されなくなったり、特定の業務から急に外されたりするなど、嫌がらせ行為もあり、これらの一連の行為は、退職強要又は違法な退職勧奨に当たる。

また過去、退職金が支払われた例があることを確認している。

(Y社の主張)

役員Cの退職後の組織体制は流動的で、それに伴い両組合員のポスト・待遇も詳細まで決定することはできなかったのが実情である。説明に行き違いがあつた可能性はあるものの、Y社としては可能な範囲で説明を行った認識である。また、両組合員に対する嫌がらせ行為も一切なく、退職強要又は違法な退職勧奨には当たらない。

なお、退職金制度はなく、退職金を支払った事例はない。X労働組合が退職金を支払ったと指摘する事例は、別件の事例での解決金である。

(あっせん員の意見)

あっせん員は、今回の役員Cの解任はA組合員及びB組合員にとっては突然のことであり、その他の事情に照らしても、A組合員及びB組合員は退職するか否か非常に思い悩んだことを指摘しながら、解決金の譲歩を促した。

あっせん員が両当事者への説得を重ねた結果、最終的には、退職強要はなかったことをあっせん案に明文化することを条件に、両組合員への解決金を支払うことで合意した。その後、あっせん員は、その他詳細を検討した上であっせん案を提示し、これに両当事者が応諾した。

あっせん案(要旨)

- 1 A組合員及びB組合員への退職強要はなかったことの確認
- 2 解決金、所定の有給休暇の買取金及び立て替えた経費の支払い
- 3 口外禁止条項、清算条項

第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報

労働委員会は、公共職業安定所に対して、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報することができる。通報が行われた場合、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者の紹介ができなくなる。

令和5年中に公共職業安定所に通報を行ったものはなかった。

第14章 個別的労使紛争に係るあつせん

第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 事件の処理状況

平成13年10月に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、同法第20条では、地方公共団体は、個別的労使紛争に係るあっせん等の施策を推進するよう努めることとされた。本県においては、あっせんについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当労働委員会が知事の委任を受けて実施している。

令和5年中に取り扱った個別的労使紛争に係るあっせん事件は4件であり、内容については次のとおりである。

令和5年個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号	業種	従業員数	あっせん事項	申請日	あっせん員	あっせん回数	終結区分	終結日	処理日数
				あっせん員指名日					
5-1	医療、福祉	20	解決金の支払い	R5.4.25	(公)齋藤雅代 (労)杉原孝一 (使)栗山直樹	1	取下	R5.8.22	120
				R5.5.19					
5-2	農業	10	解雇等の整理 解決金の支払いによる事案の解決	R5.8.8	(公)甲光俊一 (労)宮下竜三 (使)網倉義久	1	解決	R5.10.12	66
				R5.8.28					
5-3	製造業	2,000	雇止め及びパワハラ行為に係る慰謝料の支払い	R5.9.15	(公) - (労) - (使) -	-	不開始	R5.11.2	49
				-					
5-4	教育、学習支援業	150	未払い賃金及び慰謝料の支払い	R5.10.17	(公)赤池幸江 (労)窪田清 (使)早川幸夫	-	係属中	-	-
				R5.11.6					

処理日は申請日から終結日までの暦日数

2 事件の概要

(1) 令和5年(個)第1号あっせん事件

- ア 申請者 X
イ 被申請者 Y社
ウ 業 種 医療、福祉
エ 申請年月日 令和5年4月25日
オ あっせん員指名年月日 令和5年5月19日
カ 終結年月日 令和5年8月22日
キ 終結状況 取下げ
ク あっせん事項 解決金の支払い
ケ あっせん員 (公) 齋藤雅代 (労) 杉原孝一 (使) 栗山直樹
コ 申請に至るまでの経過

Xは有期契約社員としてY社に採用されたが、当初よりY社経営者からの業務報告への注意や勤務態度への指導も攻撃的と感じていた。更に、Xは作成を求められた始末書を提出した翌日になされた退職勧奨に合意し、入社後約2週間で退職したが精神的な苦痛を受けたと感じ、本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過(あっせん員の対応)

第1回あっせんの際、当事者の事実関係に関する認識に隔たりが大きかったため、あっせん員は歩み寄りを促す材料として両当事者にやりとりしたメールなど文書での提出を依頼し、第1回あっせんを終了した。その後、Xはあっせんを取り下げたことから、本件は終結した。

(2) 令和5年(個)第2号あっせん事件

- ア 申請者 X社
イ 被申請者 Y
ウ 業 種 農業
エ 申請年月日 令和5年 8月 8日
オ あっせん員指名年月日 令和5年 8月28日
カ 終結年月日 令和5年10月12日
キ 終結状況 解決
ク あっせん事項 解雇等の整理及び解決金の支払いによる事案の解決
ケ あっせん員 (公) 甲光俊一 (労) 宮下竜三 (使) 網倉義久
コ 申請に至るまでの経過

X社代表の関係者と複数回に渡ってトラブルがあった後欠勤したYが、その後X社代表と面談し、このうち就労の意思がないことから解雇を求め、双方解雇扱いで合意した。その後、YがX社に解雇理由証明書の発行やトラブルに係るハラスメントを理由に慰謝料を要求してきたことを受け、X社代表は本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過(あっせん員の対応)

第1回あっせんの際、X社が提示する解決金額にYが同意したことから、あっせん員は、解決金の支払いのほか、清算条項、口外禁止条項を含むあっせん案を提示した。このうち清算条項についてはあっせん員から特にその趣旨の説明を重ね、了承を得る努力がなされた後に、上記の内容のあっせん案締結に至り、本件は解決により終結した。

(3) 令和5年(個)第3号あっせん事件

- ア 申請者 X
イ 被申請者 Y社
ウ 業 種 製造業
エ 申請年月日 令和5年 9月15日
オ あっせん員指名年月日 ー
カ 終結年月日 令和5年11月 2日
キ 終結状況 不開始
ク あっせん事項 ①雇止めに係る慰謝料の支払い
②上司A及びBからのパワハラ行為に係る慰謝料の支払い
ケ あっせん員 ー
コ 申請に至るまでの経過

Y社の契約社員であるXは、上司による業務処理に係る連日の叱責や業務の相談への対応不足、過労を原因とした療養の際の言動に不満を感じていた。

加えて、一定年齢到達による退職後も慣行で更に5年程度アルバイト勤務可能と認識していたが、面談の際、能力的な理由でXとは当該アルバイト契約しないとの通告に納得できず、本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過

Y社にあっせん申請があった旨連絡し、あっせんへの参加を数回にわたり促したものの、Y社からは参加しない旨の回答があった結果、本件は不開始により終結した。

(4) 令和5年(個)第4号あっせん事件

- ア 申請者 X
イ 被申請者 Y社
ウ 業種 教育、学習支援業
エ 申請年月日 令和5年10月17日
オ あっせん員指名年月日 令和5年11月6日
カ 終結年月日
キ 終結状況 係属中
ク あっせん事項 未払い賃金及び慰謝料の支払い
ケ あっせん員 (公)赤池幸江(労)窪田清(使)早川幸夫
コ 申請に至るまでの経過

Xは、発令のあった休職期間に対するY社の取扱いにより未払い賃金が発生していること、また、精神的な苦痛があるとの主張により、未払い賃金及び慰謝料の支払いを求め、本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

3 労働相談

個別的労使紛争に係るあっせんの利用については、県中小企業労働相談所の労働相談を受けていることを前提としていたが、平成22年9月から労働委員会でも労働相談を受けることとし、労働相談からあっせんへスムーズに移行できるようにした。

令和5年中に受け付けた労働相談件数は230件であった。また、6月と個別労働関係紛争処理月間である10月に、委員による出張労働相談会を実施した。

令和5年労働相談件数一覧表

紛争内容	区分	相談・助言			
		労	使	双	計
実件数		225	5		230
経営又は人事		54	1		55
ア	解雇	23	1		24
イ	配置転換、出向・転籍	4			4
ウ	復職	1			1
エ	懲戒処分	1			1
オ	退職	23			23
カ	勤務延長、再雇用				
キ	その他経営又は人事	2			2
賃金等		42	1		43
ク	賃金未払	19			19
ケ	賃金増額				
コ	賃金減額	5			5
サ	一時金	3			3
シ	退職一時金	3			3
ス	解雇手当				
セ	休業手当	1			1
ソ	諸手当	2	1		3
タ	その他賃金	8			8
チ	年金(企業年金・厚生年金等)	1			1
労働条件等		80	2		82
ツ	労働契約	18	1		19
テ	労働時間	4	1		5
ト	休日・休暇	10			10
ナ	年次有給休暇	27			27
ニ	育児休業・介護休業	3			3
ヌ	時間外労働				
ネ	安全・衛生	4			4
ノ	福利厚生制度				
ハ	社会保険	4			4
ヒ	労働保険	8			8
フ	その他の労働条件等	2			2
職場の人間関係		69	1		70
ヘ	セクハラ	1			1
ホ	パワハラ・嫌がらせ	68	1		69
その他		25			25
マ	その他	25			25
総計		270	5		275

(注)・実件数は、受け付けた相談件数であり、1件の相談の中に紛争内容が複数ある場合は、それぞれの項目に計上し、その合計を延べ件数としている。

・委員による出張労働相談の件数を含む。

委員による労働相談会開催状況

No.	開催日時	場所	相談者	相談員	相談概要
1	R5. 6. 13	山梨県庁 北別館	正社員 男性	(公) 齋藤 (労) 宮下 (使) 小林	○上司からハラスメントを受けたことを会社に相談したところ、それまでの資格と関係のない部署に配転となった。 ○労働契約書では資格と無関係の職務に就くこともあり得る内容だったものの何の説明もなく困惑している。どのように対応したらよいか。
2			不明 女性	(公) 小野 (労) 窪田 (使) 古屋	○上司からのハラスメントを更なる上位職の者に相談したところ、相談した者からもハラスメントを受けるようになり、そうしたことが原因で休職し、その後解雇された。 ○弁護士に依頼して解決を図っているが、弁護士が思うように活動してくれない。どのように対応したらよいか。
3			正社員 女性	(公) 堀内 (労) 杉原 (使) 栗山	○職場でハラスメントを受けており、上司に相談したが改善されない。 ○相談窓口もあるが、自浄作用は期待できず相談しても良くなるとはとても思えない。こうした場合にどのように対応したらよいか。
4	R5. 10. 21	ラヂオワーク 甲斐双葉	正社員 男性	(公) 齋藤 (労) 大森 (使) 浦田	○業務命令違反による減給等の処分の際に十分な説明はなく書面による通知もなされなかった。今後どういった手段が取れるのを知りたい。
5			正社員 男性	(公) 堀内 (労) 窪田 (使) 早川	○配転後の部署にハラスメントを行う上司がおり、退職したが今後、退職金と消化できなかった有給休暇の買い上げを求めるにはどのように対応したらよいか。
6			正社員 女性	(公) 窪田 (労) 杉原 (使) 長坂	○仕事中に社用車の接触事故を起こした際、当初は修理費用は免責すると言われたが、その後、退職することを伝えると修理費用を請求された。既に退職しているが、どのように対応したらよいか。
7			正社員 男性	(公) 甲光 (労) 大石 (使) 長坂	○これまで残業してもその残業代が支払われてこなかったが、突然一律の金額で支払われた。どのようにこの問題を解決していけばよいか。
8			パート 女性	(公) 甲光 (労) 大石 (使) 浦田	○業務命令に従えないこととハラスメントについて、紛争となり会社と決裂している。社内の組合に相談したが、思うような対応をしてもらえない。会社に対して、今後どのように対処していけばよいか。
9	R5. 10. 22	河口湖 ショッピングセンター BELL	正社員 男性	(公) 赤池 (労) 宮下 (使) 網倉	○以前勤めていた会社では残業代が支払われず、労基署にも相談している。 ○また、業務外の雑用をさせられたりもした。どのように対応したらよいか。
10			派遣社員 男性	(公) 赤池 (労) 宮下 (使) 網倉	○業務上のミスにより派遣期間が終了するかもしれないという噂を派遣先で耳にしたが、今の仕事を続けたいので、何らかの行動をしていきたいと考えている。今後、どのような行動をとればよいか。

第15章 労働委員会の活性化

第15章 労働委員会の活性化

本委員会においては、専門的な労使紛争の解決機関として十分機能を発揮し、広く県民に利用されるよう、平成22年度から「山梨県労働委員会活性化のための行動計画」を策定し、これに基づき取り組みを進めている。

【令和5年の主な取り組み】

1 労働委員会制度の認知度を高める方策

- 労働委員会ホームページに「委員の動き」を掲載し、総会やイベントを実施する度に更新するなど情報発信を行った。
- 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間に合わせ、ヴァンフォーレ甲府ホームゲームにおいてオーロラビジョンに掲示したほか、県立図書館及び商業施設において労働委員会制度等を紹介するパネル展示を行った。
- 潜在的な相談ニーズに応えるため、予約者優先で委員による「出張労働相談会」を開催した。開催にあたっては、ポスターの作成や県広報誌、フリーペーパー、求人広告誌への掲載に加え、新聞やラジオスポット放送、ラジオ番組出演など、マスコミを通じた事前の周知にも力を入れた。

2 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

- 最近の労働法制の動きや個別あっせん事例に関する研修を実施したほか、中央労働委員会が開催した研修などを委員及び事務局職員が計画的に受講し資質の向上に努めた。
- 職員の能力開発のため、労働法や契約実務に関する研修などを受講した。

3 労使紛争の未然防止のための方策

- 労働法制関係者からの要請により「労働委員会の活動内容」をテーマに出前講座を実施した。

4 迅速・的確な審査・調整手続きを充実させるための方策

- 両当事者の都合に配慮した調査期日を設定するなど、審査・調整手続きの迅速化を図った。

5 個別労働紛争解決への適切な対応を促進するための方策

- メンタル不調を抱える労働者への対応力を向上させるため、県庁内の専門機関と意見交換するとともに、事例に応じた適切な助言を求められる連携体制を構築した。
- 今後増加が予想される外国人労働者に対応するため、連携先と情報交換を行うとともに、本委員会で作成した労働相談に関する多言語リーフレットの配架を関係機関に依頼した。

資

料

- (資料 1) 年別・労働組合資格審査状況
- (資料 2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況
- (資料 3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況
- (資料 4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数
- (資料 5) 年別・調整事件申請状況
- (資料 6) 年別・調整事件終結状況
- (資料 7) 年別産業別・調整事件申請件数
- (資料 8) 年別・個別あつせん事件申請・終結状況
- (資料 9) 年別・労働相談取扱件数

(資料1) 年別・労働組合資格審査状況

令和5年12月31日現在

区分 年	申請 件数	係属 件数	申請理由						補正 勧告	結果			翌年 繰越
			委員 推薦	不当 労働行 為	法人 登記	総会 決議	争議 調整	その他		資格 あり	資格 なし	打取 下げ	
S21～30	864	864	687	13		46	42	76					
31～40	646	646	614	11	12	9			25	634	1	9	2
41～50	254	256	190	51	6	7			37	212	1	40	3
51～60	137	140	100	23	9	5			3	118		21	1
61～H7	86	87	66	14	5	1			2	77		9	1
8～14	58	59	45	7	6				10	52		7	
15～24	56	56	51	3	2				3	50		6	
25	7	7	7						1	7			
26	2	2		2									2
27	6	8	6						2	6			2
28	1	3		1					1	1		1	1
29	9	10	6	2	1				2	6	1	1	2
30	3	5	2	1						2		2	1
R1	6	7	5	1						6			1
R2	2	3		2						1		1	1
R3	6	7	5	2						5		2	
R4													
R5	6	6	5	1						5			1
計	2,149	-	1,789	134	41	68	42	76	(86)	(1,182)	(3)	(99)	-

(注1) 合計欄の()内の数字は昭和31年以降の合計件数である。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況

令和5年12月31日現在

年	区分	申立件数	係属件数	申立人			申立理由								
				個人	組合	個人・組合	旧労働調法第40号	労働組合法第7条							
								1号	2号	3号	1・2号	1・3号	1・2・3号	2・3号	1・2・4号
S21~30	21	21	6	15		5	4		1		9	2			
31~40	17	18	1	15	1		2	2	2		5	6			
41~50	46	48	1	29	16		2	1	4	2	27	6	4		
51~60	17	20		10	7			2	3		9		3		
61~H7	11	12		7	4			1	2		4	3	1		
8~14	5	7		3	2						1	4			
15~24	2	2		1	1						1	1			
25~26	2	2		2								2			
27		2													
28	1	3		1				1							
29	2	3		2						2					
30	1	3		1										1	
R1	2	3		1	1						1	1			
R2	1	3		1			1								
R3	1	3		1							1				
R4															
R5	1			1			1	1	1						
計	130	-	8	90	32	5	10	8	13	4	58	25	8	1	

(注) H8~14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況

令和5年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属件数	終結状況							繰越し
			命令・決定					和解	取下げ	
			処罰請求	救済	一部救済	棄却	却下			
S21～30	21	21	1		2		1	16		1
31～40	17	18						16		2
41～50	46	48		2	6		1	27	9	3
51～60	17	20		2	3	1		11	2	1
61～H7	11	12			4			5	1	2
8～14	5	7		1	1			5		
15～24	2	2						2		
25										
26	2	2								2
27		2								2
28	1	3				1		1		1
29	2	3					1			2
30	1	3						1	1	1
R1	2	3				1				2
R2	1	3							1	2
R3	1	3				1		1	1	1
R4										
R5	1									1
計	130	-	1	5	16	4	3	85	15	-

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数

産業別		年						計
		S21 / 30	31 / 40	41 / 50	51 / 60	61 / H7	8 / 15	
農業・林業・漁業		1						1
鉱業								
建設業								
製 造 業	食料品製造業	4	1					5
	繊維工業・繊維製品製造業	6			1			7
	木材、木製品、家具装備品製造業	2		1				3
	パルプ、紙、紙加工品製造業	2						2
	出版、印刷、同関連産業			1				1
	化学工業		1	2				3
	窯業、土石製品製造業			3	2			5
	金属製品製造業			8	1			9
	機械器具製造業	1	1	1	2	1		6
	その他製造業		3	4	2			9
電気、ガス、水道業								
運輸通信業			1	18	5	4		28
卸売業、小売業		2	1	1			2	6
金融、保険、不動産業		2	2					4
サ ー ビ ス 業	医療業		2	4	1	1		8
	教育		2	3				5
	その他サービス		3		3	5	3	14
公務		1						1
その他								
計		21	17	46	17	11	5	117

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している

令和5年12月31日現在

産業別	年	16	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	計
		5											
農業・林業・漁業													
鉱業													
建設業												1	1
製造業	食料品製造業												
	繊維工業・繊維製品製造業												
	木材、木製品、家具装備品製造業												
	パルプ、紙、紙加工品製造業												
	印刷、同関連産業												
	化学工業												
	窯業、土石製品製造業												
	金属製品製造業												
	機械器具製造業												
	その他製造業												
電気、ガス、熱供給、水道業													
情報通信業													
運輸業													
卸売業、小売業													
金融、保険、不動産業													
飲食店、宿泊業	1												1
医療、福祉	1					1		1					3
教育、学習支援業		2		1	1					1			5
サービス業、複合サービス業							1	1	1				3
公務													
その他													
計	2	2	0	1	2	1	2	1	1	0	1		13

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料5) 年別・調整事件申請状況

令和5年12月31日現在

調整事項	年	S21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	61 ～ H7	8 ～ 14	15 ～ 24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	計
	(申請件数)		169	155	202	126	37	12	23	1	1		1	1	1	2			2	1
賃金制	賃金増額	26	54	53	45	7	1	2												188
	一時金	2	37	49	37	12	3	5												145
	諸手当	4					1	2							1					8
	その他賃金関係	16	5		3	3	2	3		1										33
	退職一時金、年金	35	13	7	1	2	5	1										1	1	66
	解雇手当休業手当	26		2				1												29
給与以外の労働条件	労働時間			10	2															12
	休日、休暇					1												1	1	3
	作業方法の変更																			
	定年制					1				1										2
	その他労働条件	4	11	11	4		1								1			3		35
経営又は人事	事業休廃止操短	6	3	1																10
	企業合併																			
	人員整理																			
	配置転換		2	3	1			2												8
	解雇・雇止め	20	10	19	9	4	3	11	1				1							78
	その他経営人事				1	1		3										1		6
	福利厚生																			
	団交促進	4	10	43	21	2	5	8					1	1	1			1		97
	事件協議制																			
組合承認活動	2		1	1	2														6	
協約締結等	17	6	1																24	
その他	7	4	2	1	2		1												18	
計		169	155	202	126	37	21	39	1	2		1	2	1	2			7	3	—

(注1) 平成7年までは1事件について主要な調整事項を1事項のみ記載している。平成8年からは申請のあった全ての調整事項を記載している。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料6) 年別・調整事件終結状況

令和5年12月31日現在

終結		S21	31	41	51	61	8	15	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計	
		5	5	5	5	5	5	5	24												
		30	40	50	60	H7	14	24													
指名前	あっせんにおける不開始							1												1	
	調停における取下げ勧告																				
	仲裁における取下げ勧告																				
	取下げ	5	10	14	6	1		1												37	
	移管																				
指名後	取下げ	13	11	13	13	5	3	3												61	
	打ち切り	22	36	56	45	9	4	11	1		1	1	1	1	1					188	
	解決	114	91	119	62	21	6	7	1							1		1	2	425	
	裁定																				
	不調	1	1																	2	
	移管																				
計		154	148	202	126	36	13	23	1	1		1	1	1	1	1		1	2	712	
		14	7	1																22	
翌年の繰越し		1	1			1									1			1			

(注1) 上段－あっせん 下段－調停

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料7) 年別産業別・調整事件申請件数

産業別		年						計
		S21 / 30	31 / 40	41 / 50	51 / 60	61 / H7	8 / 14	
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業		4						4
鉱 業		6	1					7
建 設 業		5	1				1	7
製 造 業	食 料 品 製 造 業	16	4		2			22
	繊維工業・繊維製品製造業	42	58	38	6	4	1	149
	木材、木製品、家具装備品製造業	24	5	5	1			35
	パルプ、紙、紙加工品製造業	5	2					7
	出版、印刷、同関連産業	2	2	5		2		11
	化 学 工 業	1	3		2			6
	窯業、土石製品製造業	6	2	3	27	6		44
	金 属 製 品 製 造 業	8	1		3			12
	機 械 器 具 製 造 業	9	15	25	17	6		72
	そ の 他 製 造 業	8	7	4			1	20
電 気 、 ガ ス 、 水 道 業			1			1		2
運 輸 通 信 業		5	30	82	51	8	1	177
卸 売 業 、 小 売 業		2	7	13	2	1	1	26
金 融 、 保 険 、 不 動 産 業		4	6					10
サ ー ビ ス 業	医 療 業		1	10	3	1	1	16
	教 育	1	7	10	1		1	20
	そ の 他 サ ー ビ ス	9	1	5	11	8	5	39
公 務		12	1	1				14
そ の 他				1				1
計		169	155	202	126	37	12	701

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

令和5年12月31日現在

産業別	年	H15	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	計	
		∫ 24													
農業・林業・漁業															
鉱業															
建設業															
製造業	食料品製造業														
	繊維工業・繊維製品製造業														
	木材、木製品、家具装備品製造業														
	パルプ、紙、紙加工品製造業														
	印刷、同関連産業														
	化学工業														
	窯業、土石製品製造業														
	金属製品製造業											1		1	
	機械器具製造業	1													1
	その他製造業		1												1
電気、ガス、熱供給、水道業															
情報通信業															
運輸業・郵便業		5												5	
卸売業、小売業		5											1	6	
金融、保険、不動産業															
飲食店、宿泊業															
医療、福祉		3					1		1			1		6	
教育、学習支援業		1		1		1								3	
サービス業、複合サービス業		6						1	1					8	
公務		2												2	
その他															
計		23	1	1		1	1	1	2			2	1	33	

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況

令和5年12月31日現在

区分	年 13 ～ 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
		新規申請	3	2	1	1	1	4	7	4	1	5	9	3	1	4	3	2	7	6
係属件数	3	2	2	1	1	4	7	4	3	5	10	3	1	4	4	3	7	6	4	-
処理 状況	解決	1	1	1	1	1	3	2		2	1	3		1	1	2	3	3	1	28
	取下げ			1			1		2	1	2			1	1			1	1	11
	打ち切り	2					3	3	1	1	7			1			1	1		20
	不開始												1		1	1	3	1	1	8
産 業 別	建設業	1			1	1					1			1				2		7
	宿泊業	1																		1
	専門サービス業	1	1							1	1				2	1	1			8
	農業、林業			1													1		1	3
	複合サービス業			1			2				5			1			1			10
	道路旅客運送業			1													1			2
	卸売業、小売業					1	1	1	1		1					1		2		8
	医療、福祉					1	1			1	1			1	1		1	1	1	9
	製造業					1	2	1	1			1	1	1			1		1	10
	その他					1		2		3		2					1	1	1	11
あ っ せ ん 事 項	賃金	1		1	1		4			1	7	2					1	3	1	22
	一時金・退職金					2	2	1	2	1							1	4		13
	解雇、雇止め	2	1	1	1	1	3	1		2	6				1		1	1	1	22
	配置転換				1	1	1							1			1			5
	その他		1			2	5	4	4	2	3	1	2	1	3	3	2	3	6	4

(注) 1事件につき複数のあっせん事項がある場合がある。

(資料9) 年別・労働相談取扱件数

令和5年12月31日現在

相談内容	年	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
	実件数		65	144	127	137	117	82	105	108	206	197	178	177	193
経営又は人事		16	48	54	36	33	21	39	38	70	53	51	43	56	55
ア 解雇		7	27	35	20	19	6	12	15	23	14	22	12	18	24
イ 配置転換、出向・転籍		0	4	2	1	3	1	3	5	3	3	3	1	8	4
ウ 復職		1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1
エ 懲戒処分		3	4	4	1	0	0	2	2	1	4	3	2	0	1
オ 退職		5	11	12	9	8	10	20	10	29	26	16	22	23	23
カ 勤務延長、再雇用		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0
キ その他経営又は人事		0	2	0	5	3	4	1	6	13	4	4	3	5	2
賃金等		19	59	30	48	34	34	41	17	42	40	33	31	29	43
ク 賃金未払		6	27	20	37	23	14	18	9	22	11	13	7	8	19
ケ 賃金増額		0	0	1	1	2	0	1	1	0	1	1	2	1	0
コ 賃金減額		4	7	1	4	1	4	7	3	6	8	1	5	5	5
サ 一時金		1	0	2	0	0	2	1	0	1	1	1	1	1	3
シ 退職一時金		4	6	5	5	5	2	4	1	5	6	3	0	3	3
ス 解雇手当		1	3	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	1	0
セ 休業手当		0	2	0	0	0	0	5	1	1	3	10	3	3	1
ソ 諸手当		0	4	1	0	0	4	1	2	3	0	0	3	2	3
タ その他賃金		2	10	0	0	3	7	4	0	3	10	3	6	5	8
チ 年金(企業年金・厚生年金等)		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
労働条件等		19	27	35	44	30	19	20	40	55	62	53	60	67	82
ツ 労働契約		3	8	7	11	8	7	2	5	3	12	9	10	16	19
テ 労働時間		2	6	2	10	4	3	3	5	12	11	5	6	8	5
ト 休日・休暇		3	1	2	3	1	3	2	5	4	4	5	2	6	10
ナ 年次有給休暇		3	3	7	6	4	2	2	7	13	11	13	10	17	27
ニ 育児休業・介護休業		0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	3
ヌ 時間外労働		3	0	1	1	0	0	1	0	3	1	4	8	1	0
ネ 安全・衛生		2	1	2	0	2	1	2	1	0	5	2	6	5	4
ノ 福利厚生制度		0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
ハ 社会保険		1	1	6	5	4	1	2	4	7	4	2	5	2	4
ヒ 労働保険		2	4	7	4	7	0	4	6	7	12	6	5	2	8
フ その他の労働条件等(団体交渉等)		0	2	0	3	0	1	2	7	5	1	6	7	8	2
職場の人間関係		11	13	20	19	22	9	15	16	40	48	43	54	58	70
ヘ セクハラ		0	1	4	2	4	0	0	0	4	5	5	2	1	1
ホ パワハラ・嫌がらせ		11	12	16	17	18	9	15	16	36	43	38	52	57	69
その他		16	24	19	15	14	18	15	16	27	26	19	16	22	25
マ その他		16	24	19	15	14	18	15	16	27	26	19	16	22	25
総計		81	171	158	162	133	101	130	127	234	229	199	204	232	275

(注) H22については、相談開始年につき、9月～12月までの4箇月間の集計

山梨県労働委員会年報

令和5年版

令和6年3月 発行

編集 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁北別館3階

電話 (055) 237-1111 (代表) 内線8754

(055) 223-1826 (直通)

(055) 223-1827 (労働相談専用)

FAX (055) 223-1828

E-MAIL roudou-iin@pref.yamanashi.lg.jp

HP <https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>
